

株式移転に係る事前開示書面

(会社法第803条第1項および会社法施行規則第206条に基づく開示事項)

2022年9月14日

日本工営株式会社

2022年9月14日

株式移転に係る事前開示書面

東京都千代田区麹町五丁目4番地
日本工営株式会社
代表取締役社長 新屋 浩明

当社は、2022年8月12日付で作成した株式移転計画書（以下「本株式移転計画書」という。）に基づき、2023年7月3日を効力発生日（予定）として、単独株式移転の方法により、当社を株式移転完全子会社、新たに設立するID&Eホールディングス株式会社（以下「持株会社」という。）を株式移転設立完全親会社とする株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うこととしました。

本株式移転に際して、会社法第803条第1項および会社法施行規則第206条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 株式移転計画書の内容

別添の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりです。

2. 株式移転の対価の相当性に関する事項

(1) 交付する株式数およびその割当ての相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独の株式移転によって完全親会社である持株会社1社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様が不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることとしました。このため、第三者機関による株式移転比率の算定は行っていません。

本株式移転により、持株会社が交付する新株式数は、15,058,503株を予定しています。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動します。なお、本株式移転により、持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時までに、当社が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、当社の2022年6月30日時点における自己株式数(1,811株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しています。

(2) 資本金および準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金および準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的、規模および設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しています。

3. 株式移転に係る新株予約権についての定め相当性に関する事項

当社は新株予約権および新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はありません。

4. 株式移転完全子会社についての事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、現在のところ生じていません。

以上

株式移転計画書（写）

日本工営株式会社（以下「当社」という。）は、単独株式移転の方法により、当社を株式移転完全子会社とし、ID&E ホールディングス株式会社（以下「新会社」という。）を株式移転設立完全親会社として設立する株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、以下のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

第 1 条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 目的
新会社の目的は、別紙の定款第 2 条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
新会社の商号は、「ID&E ホールディングス株式会社」とし、
英文では「Integrated Design & Engineering Holdings Co., Ltd.」と表示する。
 - (3) 本店の所在地
新会社の本店の所在地は、東京都千代田区とする。
 - (4) 発行可能株式総数
新会社の発行可能株式総数は、38,000,000 株とする。
2. 前項に定めるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の定款に記載のとおりとする。

第 2 条（新会社の設立時取締役の氏名および設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役	有元	龍一
取締役	新屋	浩明
取締役	露崎	高康
取締役	蛭崎	泰
取締役	市川	秀
取締役	日下	一正
取締役	小泉	淑子
取締役	石田	洋子
2. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

会計監査人	PwC あらた有限責任監査法人
-------	-----------------

第 3 条(本株式移転に際して交付する新会社の株式およびその割当て)

1. 新会社は、本株式移転に際して、本株式移転により新会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の当社の株主名簿に記載または記録された当社の株主に対し、その保有する当社の普通株式に代わり、当社が基準時において発行している普通株式と同数の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される新会社の株式の割当てについては、基準時における当社の株主に対し、その所有する当社の株式 1 株につき、新会社の普通株式 1 株の割合をもって割り当てる。

第 4 条(新会社の資本金および準備金)

新会社の設立時における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|-----------------|
| 1. 資本金の額 | 7,500,000,000 円 |
| 2. 資本準備金の額 | 6,200,000,000 円 |
| 3. 利益準備金の額 | 0 円 |

第 5 条(新会社の成立の日)

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社成立日」という。）は、2023 年 7 月 3 日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第 6 条(株主総会)

1. 当社は、2022 年 9 月 29 日に、株主総会を開催し、本計画の承認および必要な事項の決議を行う。
2. 当社は、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、前項に定める株主総会の開催日を変更することができる。

第 7 条(新会社の上場証券取引所)

新会社は、新会社設立日において、その発行する普通株式について東京証券取引所のプライム市場への上場を予定する。

第 8 条(新会社の株主名簿管理人)

新会社の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

第 9 条(自己株式の消却)

当社は、新会社成立日の前日までに開催される取締役会の決議により、当社が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式(本株式移転に際して行使される会社法第 806 条第 1 項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。)を、基準時までに消却するものとする。

第 10 条(事情変更)

本計画の作成後、新会社成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、または本計画の目的の達成が困難となった場合には、当社は、本株式移転に関する条件を変更し、または本株式移転を中止することができる。

第 11 条(本株式移転計画の効力)

本計画は、当社の株主総会において本計画の承認が得られない場合または法令に定められた関係官庁の認可が得られない場合は、その効力を失う。

2022年8月12日

当社：東京都千代田区麴町五丁目4番地
日本工営株式会社
代表取締役社長 新屋 浩明

ID&E ホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、ID&E ホールディングス株式会社と称する。

英文では Integrated Design & Engineering Holdings Co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を管理すること、ならびに自ら次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 土木・建築等に関する調査、測量、補償、計画、設計、施工、管理、監理、維持管理その他コンサルティング業
- (2) 環境に関する調査、観測、分析、評価、計画その他コンサルティング業
- (3) 土地区画整理、都市開発、再開発その他市街地開発事業
- (4) 建築物・土木構造物に関する計画、意匠・構造・設備設計、プロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメントおよびファシリティマネジメント業
- (5) 電気エネルギー等に関する生産、管理、コンサルティングその他エネルギーマネジメント事業
- (6) 電気・電子・通信・エネルギー等に係る設備・機器・装置に関する設計、施工、製造、調達、監理、賃貸および販売業
- (7) 前各号に関連する情報サービス・ソフトウェア・ハードウェアに関する企画、開発、提供および販売業
- (8) 経営管理業務、経理・人事・総務業務等に関する受託および代行業
- (9) 不動産に関する売買、賃貸借、仲介、管理および鑑定業
- (10) 保険代理業、人材育成事業、労働者派遣事業および職業紹介事業
- (11) 前各号に附帯関連する事業への投資および融資
- (12) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、指名委員会等設置会社として、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によ

り、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、38,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会から委任を受けた執行役によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告し、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(招集)

第13条 定時株主総会は毎年9月に、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。

(招集者および議長)

第14条 株主総会の招集者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議により定める。

2. 招集者および議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、その代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役は、15 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長等の役付取締役を選定することができる。

(取締役会の設置)

第 22 条 当社は、取締役会を置く。

2. 取締役会は、法令に定める事項その他当社の業務執行を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。
3. 取締役会は、その決議により、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の業

務執行の決定を執行役に委任することができる。

4. 取締役会に関する事項については、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日の 4 日前に発するものとする。

ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役との責任限定契約)

第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会

(委員の選定)

第 27 条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

2. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員長は、委員である取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

(委員会規則)

第 28 条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会に関する事項は、法令、本定款または取締役会が定めるもののほか、取締役会において定める各委員会規則による。

第 6 章 執行役

(執行役の選任)

第 29 条 執行役は、取締役会の決議により選任する。

(執行役の任期)

第 30 条 執行役の任期は、取締役会による選任の決議の効力発生後 1 年以内に終了する最終の事業年度の末日までとする。

(代表執行役および役付執行役)

第31条 代表執行役は、取締役会の決議により選定する。

2. 前項に定めるほか、取締役会は、その決議により執行役社長、執行役副社長等の役付執行役を選定することができる。

第7章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第32条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第33条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第8章 計算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金配当の基準日)

第37条 当社は、毎事業年度の剰余金の配当（以下「配当金」という。）を、6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当金は、支払開始の日から満5年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れる。未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 本定款第35条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、会社設立の日から2024年6月30日までとする。

(附則の削除)

第2条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

以上